

埼玉県営水上公園における水着撮影会 開催許可条件

令和6年3月5日

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県営水上公園において、令和6年4月以降に水着撮影会を開催する場合の許可条件は、当分の間、以下のとおりとする。

なお、より詳細な留意事項等については「埼玉県営水上公園における水着撮影会 開催の手引き（以下「手引き」という。）」に定めるので、水着撮影会の主催者は、併せて十分留意すること。

また、水着撮影会の開催に当たっては、地方自治法、刑法、都市公園法、埼玉県都市公園条例その他関係法令及び条例も遵守しなければならないことに留意する必要がある。

第1章 許可手続きについて

- 1 埼玉県営水上公園における水着撮影会を開催することを希望する者又は検討する者（以下「開催希望者・検討者」という。）は、公園管理事務所（以下「事務所」という。）が定めた日に開催される説明会に参加すること。なお、説明会の期日は、協会ホームページにて公表する。
- 2 前記1の説明会后、事務所が定めた日に利用調整会議を行い、開催日等の調整の上、当日中に利用の内定を行うので、開催希望者・検討者は必ず参加すること（なお、正当な代理権を有する代理人による参加も可能）。同会議に参加しない開催希望者・検討者に対しては、埼玉県公園緑地協会（以下「協会」という。）は原則として水着撮影会の開催を許可しないものとする。
- 3 前記2の会議に参加し、水着撮影会を開催する主体となった者（以下「主催者」という。）は、開催予定日の90日前から30日前までに、事務所との事前打合せを行うこと。事前打合せでは、水着撮影会の内容が許可条件に違反しないか等を確認するため、正当な理由なく事前打ち合わせに応じない主催者については、水着撮影会の開催を許可しないものとする。
- 4 主催者は、開催予定日の30日前までに、「公園内行為許可申請書」を事務所に提出すること（有料公園施設を利用する場合は、別途有料公園施設利用申請書を併せて提出すること。）。
- 5 申請書を受理した事務所が、主催者に対して「公園内行為許可証」を発行したことをもって、当該主催者の施設の利用が確定するものとする（それまでは、いかなる状況でも施設利用を許可したことにはならず、「公園内行為許可証」の発行がなかったことによって水着撮影会が開催できなかったとしても、協会は一切の費用を補償しない。）。

- 6 開催された水着撮影会において、利用条件に違反した行為が確認された場合には、その後の施設利用が許可できなくなったり、施設利用を許可するとしても特別の条件を設けたりすることがあるので注意すること。
- 7 主催者は、事務局が定めた期間内に利用料金等を納付すること。

第2章 年齢制限について

- 1 主催者は、水着撮影会に青少年（18歳未満の者をいう。以下同じ。）を出演者として参加させてはならない。主催者は、全ての出演者が青少年ではないことを直接確認しなければならないほか、青少年を出演者として参加させない旨を誓約する所定の誓約書を、水着撮影会の開催日の10日前までに、水着撮影会を開催する事務局に提出すること。
- 2 主催者は、水着撮影会に青少年を入場させてはならない。主催者は、水着撮影会に青少年が入場しないよう、入場時の年齢確認を実施する等の合理的な措置を実施しなければならない。水着撮影会の開催日の10日前までに、実施する措置内容を記載した所定の計画書を提出しなければならない。なお、主催者は、実施する措置の実施状況について報告を求められた場合には、事務局に対し、実施する措置の実施状況を速やかに報告しなければならない。
- 3 主催者が、前記1の誓約書又は前記2の計画書を期限内に提出しない場合には、事務局は、主催者に対し、警告書を交付する場合がある。
- 4 主催者が、警告書の交付から7日以内に、誓約書又は計画書を提出しない場合は、協会は、聴聞の機会を設けたうえで、許可を取り消し、水着撮影会を中止させる場合がある。この場合に発生する費用・損害について、協会は一切責任を負わない。

第3章 出演者の服装等について

- 1 主催者は、出演者に乳首や性器が露出する水着又はその可能性のある水着若しくは手引きに指定する過激な水着（以下「禁止水着」という。）を着用させないこと。詳細は、別に図示等をした手引きに定める。
- 2 主催者は、出演者に、原則としてニプレスとアンダーショーツの両方を着用させること。
- 3 主催者は、出演者が禁止水着を着用しないよう、自らスタッフ等を配置し、指導・監督すること。
- 4 事務局若しくは協会に監視業務を委託された第三者（以下「事務局側」という。）において、水着撮影会の出演者が禁止水着を着用していると認める場合は、事務局側は、主催者及び当該出演者に対し、着用する水着の是正を口頭により注意する。この場合、事務局側は、当該出演者に控室に移動するよう指示することができるほか、必要に応じて証拠写真を撮影し、主催者及び出演者とのやり取りを記録（録音を含む）することができる。
- 5 主催者又は出演者が前記4の注意に従わない場合、事務局側は、書面により是正を勧告する。

- 6 事務所側は、出演者が乳首や性器が露出する水着を着用する等により、当該出演者が一見してわいせつな行為をしているものと認める場合には、主催者及び当該出演者に対し、当該わいせつな行為を即刻停止するよう警告することができる。この場合において、主催者及び当該出演者が事務所側からの警告に応じないことにより、公園の施設管理に著しい支障が生じたとき又はその支障が生じる蓋然性が高いと認められるときは、協会は、水着撮影会開催の許可を取り消し、水着撮影会を即時に中止させることができる（なお、かかる中止により発生する費用・損害について、協会は一切責任を負わない。）。

第4章 出演者のポーズについて

- 1 主催者は、出演者に乳首や性器が露出するポーズ又はその可能性のあるポーズ若しくは手引きに指定する過激なポーズ（以下「禁止ポーズ」という。）をとらせないこと。詳細は、別に図示等をした手引きに定める。
- 2 主催者は、出演者に対し禁止ポーズをとらないよう、自らスタッフ等を配置し、指導・監督すること。
- 3 主催者は、参加者及び関係者（以下「参加者等」という。）が出演者に対して禁止ポーズを求めないなど、参加者等の守るべきマナーを定め、定めたマナーの周知徹底を図ること。
- 4 事務所側において、出演者が禁止ポーズをとっていると認める場合、事務所側は、主催者及び当該出演者に対し、ポーズの是正を口頭により注意する。この場合、事務所側は、必要に応じて証拠写真を撮影し、主催者及び出演者とのやり取りを記録（録音を含む）することができる。
- 5 主催者又は出演者が前記4の注意に従わない場合、事務所側は、書面により是正を勧告する。
- 6 事務所側は、出演者が乳首や性器が露出するポーズをとる等により、当該出演者が一見してわいせつな行為をしているものと認める場合には、主催者及び当該出演者に対し、当該わいせつな行為を即刻停止するよう警告することができる。この場合において、主催者及び当該出演者が事務所側からの警告に応じないことにより、公園の施設管理に著しい支障が生じたとき又はその支障が生じる蓋然性が高いと認められるときは、協会は、水着撮影会開催の許可を取り消し、水着撮影会を即時に中止させることができる（なお、かかる中止により発生する費用・損害について、協会は一切責任を負わない。）。

第5章 撮影場所について

- 1 水着撮影会における撮影が可能なエリアは主にプールサイドであり、許可時に図示した範囲（以下「撮影可能エリア」という。）に限定される。主催者は、撮影可能エリア外での撮影が生じないように、自らスタッフ等を配置し、指導・監督すること。
- 2 事務所が特に認めた場合を除き、プール内（水がない場合を含む）は立入禁止であるた

め、主催者は、出演者及び参加者等がプール内に立ち入らないよう、自らスタッフ等を配置し、指導・監督すること。

- 3 主催者は、許可範囲の外部から水着撮影会が見えないように目隠しを設置する等の遮蔽措置を実施しなければならない（遮蔽措置の具体的な内容は事前打合せにて調整するものとする）。水着撮影会の開催中は、定期的に遮蔽状況を確認すること。
- 4 事務所側は、主催者の実施した遮蔽措置が不十分と判断した場合、主催者に対し、遮蔽措置を是正するよう口頭により注意する。この場合、事務所側は、必要に応じて証拠写真を撮影し、主催者とのやり取りを記録（録音を含む）することができる。
- 5 主催者が前記4の注意に従わない場合は、事務所側は、書面により是正を勧告する。

第6章 施設設備の維持管理等について

- 1 水着撮影会において、キッチンカー出店や物品の販売、動画撮影（出演者個人アカウントでの SNS 配信用動画を含む）、広告の表示などを行う場合は、別途申請し、費用を負担すること。
- 2 水着撮影会の終了後は、利用エリア及び周辺を確認してゴミを回収すること。
- 3 電気、ガス、水道等を使用する場合は、事務所と事前に協議すること。内容に応じて、実費相当額を負担すること。
特に、持込機材について、消費電力が大きくなる場合は事前に相談すること。テーブルタップ等電気関係の機材は必ず容量範囲内で使用すること。

第7章 混乱の防止

- 1 主催者は、出演者、参加者等の行動について、事件、事故、トラブル、苦情、その他公序良俗に反する行為を生じさせないように注意し、これを生じさせた場合は、主催者が責任を持って対処すること。主催者の責めに帰すべき事由により、協会または第三者に損害が生じた場合は、主催者はその損害を賠償する責任を負う。
- 2 音、振動、臭気の発生等により周囲、近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 3 大規模災害や感染症の拡大等により、事務所が公園や園内施設の利用の中止や制限を求めた場合は、その指示に従うこと。

第8章 許可条件遵守の確保

- 1 主催者は、許可条件の遵守状況を十分に確認できる水準で、必要な人数のスタッフを配置し、自主監視を実施すること。
- 2 許可条件遵守状況をきめ細かく確認するため、主催者の自主監視と並行して事務所が行う監視に要する経費を負担すること。
- 3 主催者に許可条件に違反する行為があったと認めた場合、事務所は、主催者に対して注意・指導を行うものとし、その態様（違反行為の内容、回数及び注意・指導への対応状況

等)によっては、協会は、県内3つの水上公園全て(以下「全水上公園」という。)において、当該主催者(実質的に主催者と同視できる者を含む)からの翌シーズン以降の水着撮影会開催の申込みを受け付けないことができ、申請があった場合も不許可とすることができる。

- 4 水着撮影会が終了した後であっても、水着撮影会において許可条件に違反する行為があったと疑われる場合(SNS等に違反行為が撮影された動画がアップロードされている等)には、事務局は、主催者に事実調査を要請することができ、必要に応じて注意・指導を行う場合がある。
- 5 主催者が、「公園内行為許可証」の発行を受けた後に、正当な理由なく水着撮影会の開催を取りやめた場合は、全水上公園において、当該主催者(実質的に主催者と同視できる者を含む)からの翌シーズンについて水着撮影会開催の申込みを受け付けないことができ、申請があった場合も不許可とすることができる。
- 6 上記以外でも、協会が公園の管理上、必要があると認める場合には、聴聞手続きを経たうえで許可の取消や利用停止を命じる場合がある。

この水着撮影会開催許可条件について、内容を確認し、遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

申請者： _____ 責任者： _____

※控え(コピー)をとった上で、原本を提出すること。